

仕様書

1. 業務名

神戸市内河川等における小水力発電の導入可能性調査

2. 業務目的

本市では、「神戸市地球温暖化防止実行計画」において、再生可能エネルギーの導入目標を 2030 年度 500MW とし、市域における再生可能エネルギーの導入拡大を図っている。

水力発電は、天候等による変動が少なく、安定的な運用ができる電源として活用が期待できる再生可能エネルギーである。

本業務では、市内河川等における小水力発電の導入可能性調査と、水の動力等を利用した地域活性化につながる施策検討を行い、将来的な河川のエネルギー活用に向けた有望地点の選定を行う。

3. 契約期間

契約締結日～2025年3月31日（月）まで

4. 契約上限額

上限額 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務内容

(1) 神戸市内の河川及び農業用水路における小水力発電の導入可能性調査

ア) 調査地点の選定

既存資料を活用した文献調査や現地調査等により、市内小水力発電の有望地点を選定する。

- ①対象範囲は市内全域とする。
- ②可能性の高い箇所を5カ所以上選定すること。

イ) 調査項目

ア) で選定した地点において、具体的な小水力発電設備の導入につながるよう、権利関係も含めた情報整理を行うとともに、事業採算性の検討を行う。

- ①調査する地点において、流量、落差、想定される水車型式に基づく年間発電可能量の検討を行うとともに、道路条件、既設送配電線までの距離、利害関係者等を把握するために必要な調査を行い、整理すること。流量については、既存資料からの推測によることも可とする。発電可能量の検討に当たっては、その根拠となる具体的な水車型式ごとの水車性能曲線及び発電効率を明示すること。
- ②当該水源の利用状況および水利権の状況を調査し、整理すること。
(河川区域、河川保全区域等を含む)
- ③発電設備の事業性評価を、複数パターンで行うこと。
(例)・イニシャルコスト：発電設備費、設置工事費、送配電線への接続費等

- ・ランニングコスト：発電設備や周辺設備のメンテナンス費、各使用料等
- ・想定される売電収入

- ④想定される事業スキームについて、複数のモデルを比較検討できるようにすること。
- ⑤実現可能性（阻害要因及び対応策等）の検討を行うこと。また、事業採算性を高めるための具体的な方策があれば提案を行うこと。
- ⑥その他、導入に当たって想定される諸課題について、整理すること。

（２） 地域活性化につながる施策検討

ア) 事例調査

市民啓発、教育、観光資源、里山風景形成等の観点から、国内における地域活性化につながる河川の活用事例を調査し、整理すること。（５事例程度、発電の有無は問わない）

イ) 施策提案

神戸の風土になじみ地域活性化につながる河川のエネルギーを活用した施策案を、１提案以上提示すること。

（３） 業務の進め方

ア) 全般

- ①受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ②本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ③受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする

イ) 本市との打合せ

本業務を適切に遂行するため、業務着手時１回、中間時１回、最終報告書提出前１回、本市の業務担当者と打合せを行うこと。

ウ) 調査に当たって

- ①現地調査や河川管理者等との協議の結果、調査手法等について本仕様書から変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上、決定すること。
- ②現地調査にあたっては、立入許可等を適切に取得した上で行うこと。

エ) その他関係者との協議

本市が実施する事業スキームの構築にあたり、河川関係者・住民等との協議の場において、技術的助言を目的に、日数に関わらず１０回まで同行すること。

（４） 業務報告書の作成

上記（１）～（３）について、報告書にまとめて神戸市環境局環境創造課へ提出すること。

	提出期限(予定)	提出方法
中間報告書	2024年8月末	電子データ

最終報告書※	2025年2月末	印刷物（A4版）2部 及び 電子データ 概略施設配置図（取水口、沈砂池、水槽、水圧管路、発電所、放水路、放水口、水車・発電機等）も含む
--------	----------	--

※最終報告書を提出する前には、本市に対し最終報告案を説明し、修正指示等を受けること。

6. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備するとともに、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(2) 事業計画

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本市に帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(7) その他

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。